

学習指導要領の改訂に伴い、性教育の充実を求める意見書

学習指導要領が10年に1度の改訂期を迎え、中央教育審議会で議論がされている。2026年5月24日朝日新聞には、全国の保護者にとってアンケートで約9割が「学校にもっと性教育に取り組んでほしい」と考え、学習指導要領の「はどめ規定」についても、7割が「不要と思う」と答え、9割が学習指導要領改訂において議論を求めている、と報道されている。「はどめ規定」とは、現在の学習指導要領の小5の理科に「人の受精に至る過程は取り扱わない」、中1の保健体育に「妊娠の経過は取り扱わない」とある記載のことであり、性教育で教える内容が狭められ、特に性交や避妊の学習が避けられる要因となっている。

いま子どもたちは性を学ぶ機会がないまま、インターネットを介して間違った情報やポルノサイトに行きついている。「自撮り被害」、SNSやゲームサイトの誘い出しによる子どもの性的被害、また、盗撮などの加害者になる事件が増えており、深刻な状況が子どもたちの間に広がっている。子どもを性被害者にも性加害者にもさせないためにどうしたらいいのか、保護者の悩みは切実である。世界では「包括的性教育」(身体や生殖のしくみだけでなく、自分と他者の人権、性を大切にすることを通して人間関係、性の多様性、ジェンダー平等、幸福などについて年齢・発達段階に応じて学ぶ性教育)が主流であり、日本でも包括的性教育の実施が切望されている。

性教育の貧困は、子どもたちの命と未来に直結する深刻な問題である。文部科学省自身も「はどめ規定」は「教えてはならない」という趣旨ではないと説明しているが、であるならば「はどめ規定」をなくし、明快なスタンスを示してほしいと、2025年11月には、「はどめ規定」の撤廃を求める約4万2千筆の署名が文部科学省に届けられている。

今回の改訂の議論で見直しが進まなければ、さらに10年、子どもたちが正しい知識を得る機会を逸することになりかねない。発達段階に合わせて、自分の身体の知識を得る、生命の誕生の経過を知る、自分と相手の人権を守る方法を学ぶことは、子どもたちにとって当然の権利である。

よって、町田市議会は、国に対し、性教育の充実のため、下記の事項に取り組むよう強く求める。

記

1 学校教育における「性教育」については、国連教育科学文化機関(ユネスコ)が中心となって作成された包括的性教育、「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を生かしていくこと。

1 学習指導要領の改訂に向けて、「はどめ規定」の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。